

港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区低炭素まちづくり計画の改定に伴い、新たな駐車機能集約区域を追加するものです。

【条例改正の背景】

田町駅周辺地区は、港区低炭素まちづくり計画（駐車機能集約化編）（以下「計画」といいます。）において、まちの低炭素化の実現に向けた駐車場集約化や具体的な取組の調査・検討を行う検討追加地区と位置付けられ、低炭素まちづくりの実現や駐車環境の改善を図ることを目的として、駐車場地域ルールの策定に向けた検討が行われてきました。

田町駅周辺地区の駐車場地域ルールの対象区域や地区の駐車需要に応じた駐車施設の整備台数基準等が確定し、計画を改定することに伴い、条例を改正します。

【条例改正の内容】

駐車機能集約区域に「田町駅周辺地区」を追加します。

【施行期日】

公布の日

【位置図】

